

## 日本社会福祉学会関東地域部会研究誌『社会福祉学評論』

### 編集規程および執筆要項

#### 編集方針

『社会福祉学評論』は、日本社会福祉学会の関東地域部会会員による研究成果の発表を通して、社会福祉学研究の発展に資することを目的とした学会誌である。

親学会である日本社会福祉学会においても『社会福祉学』を刊行している中で、本研究誌の役割は大学院の学生など社会福祉学研究に取り組み始めた者や、さらなる報告機会を求めている研究者や実践者の研究成果を発表する機会を増やすことにある。また、関東地域において取り組まれている研究や実践を全国に発信していくことも本研究誌の重要な使命である。

そのため投稿された論文は可能な限り掲載となるよう教育的査読を行うものであり、関東地域部会会員の積極的な参画を期待する。

#### 編集規程

1. (名称) 本研究誌は、日本社会福祉学会関東地域部会研究誌『社会福祉学評論』(Kanto Social Welfare Review) と称する。
2. (目的) 本研究誌は、日本社会福祉学会の関東地域部会会員による研究成果を発表し、社会福祉学研究の発展に資することを目的とする。
3. (資格) 本研究誌に筆頭著者として投稿を希望する者は、日本社会福祉学会会員でなければならない。
4. (発行) 本研究誌は、日本社会福祉学会関東地域部会ホームページ上に電子ジャーナルとして刊行し、ホームページへの掲載は随時行う。また印刷した研究誌は、毎年1回を目安に刊行し、福祉系大学図書館などに寄贈する。
5. (原稿の種類と内容) 本研究誌は、原則として、投稿原稿およびその他によって構成される。投稿原稿の種類は以下のとおりとする。
  - a. 論文：社会福祉学の発展・向上に資する独創性に富む研究論文（総説論文を含む）
  - b. 研究ノート：社会福祉学の発展・向上に資する萌芽的な研究枠組みの提案、研究上の問題提起、他の研究業績の批判的研究レビュー。
  - c. 実践報告：社会福祉に関する実践についての科学的報告。

6. (編集) 本研究誌の編集は編集委員会が行う。投稿論文の掲載は、編集委員会の査読・審査を経て決定される。

7. (審査) 論文審査は、匿名審査で公正に行い、編集委員会が掲載の採否を決定する。

8. (執筆要領) 原稿は、所定の執筆要領にしたがう。

9. (著作権) 本研究誌に掲載された著作物の著作権は日本社会福祉学会関東地域部会に所属する。ただし、著者自身が使用する場合はこの限りではない。

付則 1. この規程は、2013 年 9 月 1 日より施行する。

#### 研究誌『社会福祉学評論』執筆要項

1. 機関誌・投稿規程、機関誌・執筆要項、研究倫理指針は、日本社会福祉学会（親学会）に準じる。ただし、以下に示す項目については関東地域部会で独自に定める。

2. 本研究誌には、論文、研究ノート、実践報告の投稿区分を設ける。これらは日本社会福祉学会関東地域部会会員による自由投稿とする。

3. 投稿する原稿は、未発表のものに限る。ただし学会等で口頭発表したものについてはその範囲ではない。他で審査中、掲載予定となっているものは二重投稿とみなし、本研究誌での発表は認めない。

4. 投稿原稿は、図表・注・引用文献を含めて 16,000 字以内を厳守すること。図表は 1 点につき 600 字換算とし、1 頁全体を使用する図表については 1600 字換算とする。

5. 投稿論文の締切りは 6 月、9 月、12 月、3 月の月末とする。

6. 投稿する原稿の執筆にあたっては (1) 別に定める「論文フォーマット」を用いてワープロまたはパソコンで作成し、縦置き A4 判用紙横書き 1600 字 (40 字×40 行) ×10 枚で印字した原稿 2 部 (正本 1 部、副本 1 部) を電子メール [アドレスは別記] で提出する。

副本については筆者を特定できる事項を投稿者の責任で伏せて提出する。(2) 投稿に際しては、原稿には 3 枚の表紙をつけ、それに続く本文にはタイトル(英文タイトル併記)のみを記載し、所属、氏名、会員番号を記載しない。(3) 表紙の 1 枚目には、①タイトル、②原稿の種類、③所属、氏名(連名の場合は全員)、④会員番号、⑤連絡先(住所、電話番号、メールアドレス等)を記入する。(4) 表紙の 2 枚目には、和文抄録(400 字以内)とキーワード(5 語以内)を記載する(無記名)。(5) 表紙の 3 枚目には、英文抄録(200 字以内)とキーワード(5 語以内)を記載する(無記名)。(6) 掲載決定通知後の最終原稿は次のとおり作成する。①本文・注・引用文献は、テキスト形式あるいはマイクロソフトワード

形式の電子データを電子メール [アドレスは別記] で提出する。②図表は、本文とは別に PDF ファイルあるいはマイクロソフトワード・エクセル・パワーポイント形式の電子データで提出する。図表の挿入箇所は、本文に明記する。なお、特別の作図などが必要な場合には、自己負担を求めることがある。

7. 文章の形式は、口語体、常用漢字を用いた新仮名づかいを原則とする。注や文献の記述形式は、「日本社会福祉学会機関誌『社会福祉学』投稿規定 [引用法]」によるものとする。

8. 投稿原稿に利用したデータや事例等について、研究倫理上必要な手続きを経ていることを本文または注に明記する。

9. 投稿論文の査読は、著者名等を匿名にて行っているため、文献等の表記の際に本人の著であっても「筆者」「拙著」等とせず、筆者名による表記とする。また、査読に対する回答の必要がある場合は編集委員会宛にこれを行う。

10. 投稿時には、別に定める「投稿チェックリスト」の必要事項を記入し、添付する。

#### 【投稿論文等送付先】

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 4-4-19

(株)国際文献社内 日本社会福祉学会関東部会編集事務局

E-mail: jsssw-kanto-edit@bunken.co.jp

#### 編集委員会規程

1. (設置) 日本社会福祉学会関東地域部会運営委員会の選出により、編集委員会(以下「委員会」)を置く。
2. (任務) 委員会は、日本社会福祉学会関東地域部会の研究誌『社会福祉学評論』の発行について、編集・原稿依頼・投稿論文等の審査・刊行等の任務を行う。
3. (構成)
  - ①委員会は、委員長、委員で構成される。
  - ②委員長は運営委員の中から選任する。
  - ③委員は運営委員会の議に基づき、委員長が委嘱する。
4. (任期) 委員長および委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
5. (査読委員の委嘱)

- ①投稿論文の審査のため、査読委員をおく。
  - ②査読委員は、委員会の推薦にもとづき委員長が委嘱する。
  - ③査読委員は、委員会の依頼により投稿論文を審査し、その結果を委員会に報告する。
  - ④編集委員会は、査読委員の審査報告にもとづいて投稿論文等の採否、修正指示の措置を決定する。
  - ⑤査読委員名は、非公開とする。
6. (事務局) 編集委員会事務局は、日本社会福祉学会関東地域部会事務局に置く。

以上